

[事案 2024-76] 遡及解約手続請求

・令和 8 年 3 月 13 日 和解成立

<事案の概要>

担当者の誤説明等を理由に、誤説明を受けたときに解約した場合の積立金残高から受領済みの解約返戻金を差し引いた金額の支払を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 4 月に契約した変額保険について、以下の理由により、令和 3 年 6 月時点で解約していた場合の積立金残高から、受領済みの解約返戻金を差し引いた金額を支払ってほしい。

- (1) 学資保険の代用として本契約に加入したものであり、死亡保障があることを知らなかった。募集人から、銀行に預けるよりも貯蓄性があるとのアドバイスを受け本契約に申し込んだ。
- (2) 本契約の保険料を支払うことが困難となり、平成 29 年 9 月に募集人に相談した。募集人から、本契約は積立金額を減額できない保険であり、解約するよりも保険料の支払を休止して運用した方がよいとのアドバイスを受け、保険料の支払を休止した。この時も募集人は本契約の死亡保障については言及しておらず、申立人は死亡保障について理解していなかった。
- (3) 募集人から、保険会社から保険料の支払休止後にはがきが郵送されてくるが、無視してよいと言われていた。
- (4) 令和 3 年に知人から、募集人が死亡したことおよび本契約と同じ契約で大損をしてしまったことを聞き、保険会社に連絡し、当時の担当者から本契約の詳細の説明を受けた。自分は死亡保障があることをその際に初めて知り、本契約の無効を申し出たが、証拠がなかったため、担当者のアドバイスで、死亡保険金を減額して一部解約金を受け取り、解約控除費用がなくなる 10 年の経過を待つて解約することにし、それまでは運用することとした。
- (5) 担当者から、積立金額が保険料の 6 か月分を下回ると申立契約は失効する旨を聞いていたが、月払保険料は少額であり、積立金額の残高は十分にあると思っていた。
- (6) 本契約の申込手続時に看護学生で収入がなかったにもかかわらず、募集人は取扱者報告書に虚偽の年収、勤続年数を記載した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は申立契約を令和 3 年 8 月に減額し、保険会社は積立金から解約返戻金を支払ったが、減額に伴う解約控除額が積立金から控除された。保険会社は、この内容に関する計算書を申立人に送付した。
- (2) 本契約については、令和 4 年 3 月までの間、保険料の支払いがなされなかった場合であっても、猶予期間満了時点の積立金額が保険料の 6 か月分以上あれば、保険料の支払いを自動的に停止したのものとして契約を有効に継続する制度が適用されていた。しかし、その後の猶予期間満了時点で積立金額が保険料の 6 か月分以上の金額を下回り、同制度は適用されなくなったことから、令和 4 年 6 月に本契約は失効した。
- (3) 保険会社が担当者に事実確認をしたところ、担当者が申立人に対し、「減額後は残りの積立金により満期まで継続される、保険期間が満了したら運用によって戻ってくるお金がある」という旨の説明をしていた。一方、担当者は申立人に対し、契約内容は約款による旨の説

明もしており、約款には減額した場合も解約控除が適用されることが規定されている。また担当者は申立人に対し、積立金が保険料の6か月分を下回ると失効することを説明し、減額はあくまで失効の可能性が低くなるものであることを伝えていた。

(4) 募集人は他界しており事情聴取ができないが、申立人が提出した証拠を精査しても申立人の主張が事実であるとまでの認定はできない。

< 裁定の概要 >

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本契約の申込手続時および減額時の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 本契約の申込手続については、募集人が不適切な書類作成や説明、虚偽報告等を行った可能性があるとともに、申立人にとって本契約の適合性が問題となり得たにもかかわらず、十分な意向確認や提案が行なわれていなかった可能性がある。